

平成26年度
第4回 加賀市健康福祉審議会こども分科会 議事録
(第5回加賀市子ども・子育て会議)

日 時 平成26年10月29日(水)午後2時～4時00分
場 所 加賀市役所別館 302・303会議室
出席者 <会長>近藤裕成氏
<委員>河原廣子氏、高橋晴美氏、辻豊氏、堀井康子氏、下荒龍彦氏、本山香氏
常磐秀樹氏、矢敷大輔氏、車佳代子氏、山口美幸氏、中村裕子氏、山本憲一氏
関好晴氏(以上14名)
<事務局>高川市民部長、平井こども課長、中野こども課参事
吉野こども課長補佐、河嶋こども課長補佐

- 議題 1. 「加賀市子ども・子育て支援事業計画」(素案)の作成・審議について(継続)
・施策の体系:現状と課題及び計画の内容等
・施策の体系:事業量の見込みと確保方策等
・資料編等
2. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の「量の見込み・確保方策」について
3. 放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条件(調整方針案)
4. 今後のスケジュールについて
5. その他
-

(事務局)

定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第4回加賀市健康福祉審議会こども分科会を開催いたします。

本日は、公私ともにお忙しいところ、ご出席を賜わりまして誠にありがとうございます。9月に予定をしておりました会議につきまして、事務局の都合により延期しましたことをこの場をお借りしてお詫びいたします。

本日も子ども・子育て支援事業計画の策定等に向けまして、引き続きご審議のほどよろしくお願ひいたします。それでは、こども課長よりごあいさつを申し上げます。

(こども課長)

挨拶

(事務局)

それでは、お手元の会議次第に沿いまして、進行してまいりたいと思いますのでよろしくお願ひをいたします。座ってご説明いたします。

では、会議に入ります前に、事前にお配りしましたお手元の資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

それでは、会長が会議の議長となりますので、近藤会長会議の進行についてよろしくお願ひいたします。

(議長)

皆様、お忙しい中ありがとうございます。会長の近藤でございます。前回同様、円滑な議事の進行につきまして、ご理解、ご協力を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、すでにお配りしております議事次第等に従いまして議事を進行してまいりたいと思います。本日の会議ですが、規定により委員20名中、14名が出席しております、過半数に達しておりますので会議が成立していることをご報告します。

それでは、議題1「加賀市子ども・子育て支援事業計画」の作成・審議について説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1に基づき説明。

(議長)

事務局からの説明が終わりましたが、何か質問やご意見はありませんか。発言につきましては、マイクをお持ちしますので、挙手をお願いします。

(委員)

3ページですけれども、26年度策定中というのが「こころまちプラン」を合わせて4つあります。子どものときからの加賀市全体の計画なので、期間と一緒にすべきではないでしょうか。それではじめて、加賀市全体のプランができると思うが、なぜこんなに期間がバラバラなのか理解できません。やはり、加賀市市民のことを考えた計画であれば、0歳から高齢者、障害者を含めた部分まで統一した計画を策定しなければいけないのではないかというのがまず1点です。

次に10ページ。幼稚園のところに、公立幼稚園が入っていません。25年度まで公立の幼稚園もあったわけです。その辺の数字をここにきっちり入れておかないと、おかしな数字になってくるのではないかなと思います。

それから20ページ。赤字を直したというところの2行目です。「次々ページ」という表現をしていますが、この表現はあまり聞いたことがありません。22ページのことを言っているので的確に書いた方がわかりやすいと思います。

ほかのところは割愛します。75ページで、表の見方がいまひとつわかりません。市全体のはあるのですが、これがあくまでも下の合計が上にでてきているものだと理解しているのですが、1号2号3号の数字というのをどこから割り振ったのか、数字の出し方を説明してほしいです。

(事務局)

質問の第1点目である3ページの計画期間ですが、子ども・子育て支援事業計画だけで言えば5年、障害福祉計画、高齢者お達者プラン、こころまちプランの計画年度はそれぞれの法律に基づいて基本立てております。確かに計画期間が同じであればベストだと思います。ただし、上位計画に基づいて3年というパターンもあるということになっています。

20ページにつきましても、表現の方法を検討したいと思います。

さかのぼりまして10ページですが、公立幼稚園の部分についても記載させていただきたいと思います。

引き続きまして75ページの保育の量の見込みですが、年度ごとに1号、2号、3号の順に記載されています。1号、2号、3号の説明については、74ページの下の「3つの認定区分」にありますように、1号認定については、保育に欠ける・欠けないに関係なく3歳以上の加賀市では幼稚園に入れます。2号認定については、3歳以上で保育が必要な子どもです。3号認定は、3歳未満の保育が必要な子どもです。

表の見方について、市全域については校下ごとの数値を足したものです。その数字をどこからだしたかとの質問だったと思いますが、昨年ニーズ調査をしたときに質問の中で、最初に「どの校下の方ですか」という問い合わせがありました。それを基に出した校下ごとの1号、2号、3号の数値です。

(委員)

数字の出し方は今の説明である程度理解できました。介護保険であれば認定審査を通して第3者的な判断がなされますが、1号、2号、3号の認定はどのようにするのでしょうか。

(事務局)

支給認定申請書というものを保育園を通じて保護者に渡します。すでに保育園に用紙を渡しておりますので、保護者の手元に届いている園もあると思います。その用紙に仕事の状況、保育の必要性について書いてもらい、市に出してもらいます。市がそれを見ながら2号、3号、そして1号と認定します。2号、3号というのは保育が必要ということなので、保育の必要性の基準に基づいて行う予定です。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

79ページの地域子育て支援拠点事業の量の見込みの補正方法のところですが、厚労省では未就園児を対象としたとなっていると思うのですが、ここではなぜ保育園の入園児の量の見込みを入れているのでしょうか。

(事務局)

これは保育園の入園児童の数ではありません。地域子育て支援拠点事業のニーズ量がとても多くて、現実とか離れておりましたので、保育園に通っている子どもたちはニーズの量から外しましたという補正の仕方を説明している文章です。小さなお子さんがいる保護者はニーズ調査で必要と書いたと思うので、それを勘案して省いた数で出した見込みですので、保育園に入っている子どもの数ではありません。赤い字のところで抜けている部分があると思うのですが、直そうと思ってそのままになっておりました。今度入れておきますので、申し訳ございません。

(議長)

ほかに何か質問はございますでしょうか。基本的なことでも構いませんがありませんでしょうか。

ほかにご意見がなければ、議題2放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の量の見込み・確保の方策について、事務局から説明していただきます。

(事務局)

資料1、資料2に基づき説明。

(議長)

よろしいでしょうか。何かご質問はございますでしょうか。

(委員)

例えば、これをみると6校区すべてが②-①がゼロになっています。ということは、5カ年の計画ではすべて賄えているという判断だと思うのですが、私の横にいる車委員のところは三谷なんですが、三谷で学童を必要としている人の見込みというのはこの数値に表れてきているのでしょうか。地元にないので、あつたら必要としているという数値はどういう風な判断になるのでしょうか。

(事務局)

ニーズ調査をするときに該当の地区の方らかもいただいております。ニーズ量の段階では、当然その方たちの意見も含めております。ですので、市内のニーズ調査結果に基づく数値の中には地区関係なく、学童クラブがないところについても見込み量は算定をされております。それをある一定のルールに基づき補正をしている形です。

(委員)

あまりにも小さな地域で、対象の子どももいないのでピンと来ないんですけど、ニーズ調査の時点で「ここにはないから」とあきらめての回答だったのか、それともほかの理由なのか見直せばわかると思うのですが勉強不足なので、実際に子どもを見ているおばあちゃん世代の人からは、そういうところがあれば自分たちもまだもう少し社会に出て活動できるのにと、縛られているような言葉が耳に入ったので、どのようなものかなと思った次第です。

これから女性の力がどうのこうのと言われるのであれば、高齢者であっても社会に出て働くという観点でも、学童が地域によってあまり差があつてもどうかなと思つたりします。

(事務局)

ニーズ量につきましては、委員がおっしゃったように、すでにその地域にはないといった形で回答された方もゼロではないと思います。調査票を全部めくって三谷地区を抜粋することは可能かと思いますが、逆に単純な思いで必要なんだといった理由で○を付けた方もあるかもしれません。全体のニーズ量の中で補正をしているので、現状の学童クラブの中で考えての数字の出し方ということで基本的にはご理解いただきたいと思います。

(議長)

ほかにありませんでしょうか。ほかにご意見がなければ、議題3放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3に基づき説明。

(議長)

ありがとうございました。なにかご質問はございませんでしょうか。

(委員)

開所時間についてですが、事業のある日は3時間以上となっていますが、2時からはじめたら5時までになるのですか。

(事務局)

平日につきましては、そういうことになります。基本は3時間以上は開所されておりますので、加賀市の学童クラブはこの基準については満たしております。

(委員)

アンケートを読み返しましたが、お母さん方の意見の中に、「5時6時で学童クラブが終わると、正規の社員として働けない」という声がありました。加賀市でも、8時半から5時半や6時までが働く時間となっています。そんな状況の中で子どもを預けても、正規で働けないという切実な意見です。3時間以上、6時だろうが7時だろうが運営主体に任せるということですよね。

(事務局)

おっしゃる通り、運営主体で開所時間を決めております。おおむね6時が基本ですが、7時まで開所しているところもありますし、ニーズに応じてご意見を聞きながらカバーできるようにしたいと考えています。

(委員)

例えば、基本学童というのは保護者が立ち上げて保護者会や社福が中心となると思いますが、開所時間を長くしてほしいと要望を出すときにネックになるのが金銭的な部分と雇用の体制になると思います。お金の部分を市がカバーしたり、預けやすい働きやすい状態を考えていくことが必要だと思いますが、どうでしょうか。

(事務局)

学童には国の補助があります。考え方は250日までの基本分と、それを超えた追加の日数分、日曜祝日を抜きますとだいたい290何日になります。開所時間の延長の加算分もあります。延長するかしないかは運営者側の判断になりますが、当然保護者がいるわけなので、保護者の意見・要望は極力お受けしてくださいと常々申し上げております。学童の開所時間は資料を取りに行かせておりますので、後程報告できると思います。

(委員)

私も学童に子どもを預けており、保護者会の運営にも携わらせていただいている。昨年度、保護者から終わりの時間を延長してもらえないかという声があつて、総会で開所時間を延長しました。保護者の声に耳を傾けながら、保護者会の運営を私のところの学童はしています。ほかの学童の状況は伺っていないところがありますので、わからない部分もあります。

(議長)

一般の人が、どの事業所が7時までやっているかパッと見て分かるようになっているのですか。

(事務局)

地区の小学校では、広報誌などに書いてあったり、地域の施設を活用した学童クラブなどは、入園の申し込みが1月、2月から始まります。

(委員)

来年度からは、経過措置をとつて動いていくとおっしゃられましたが、23クラブある中でいくつが難しいのでしょうか。

(事務局)

今の件につきましては、待機児童は基本的にはいません。一人1.65m²というのを当て込みますと、既存の施設規模の中で、現にいる児童数を含めまして100%を超えているところが5つほどあります。そういう意味で経過措置を基本的に設けないと、こういう基準になったので今度から預かることができないとなるので、加賀市としても避けるべきだと考えるため経過措置を設けさせていただきたいと思います。

(委員)

今の話ですと、面積が1.65m²、そこから出てきたものの人数、キャパに対して100%対応できるというところが基本18あって、5つほどがそのm²数で行くと難しくなるので、その5つに対して経過措置を取つて動いていくということになるということですね。この経過措置については検討中とのことですですが、示していただけるのはいつごろになるのでしょうか。

(事務局)

この要件につきましては条例で定めますので、議決の案件になります。皆様方に案としてお示しできるかどうかは相談をしていませんけれども、最終的には議会の議決を経てということになっております。

12月議会で条例案を諮つていただくこととしております。文言については、条例の専門用語的な言い回しかがありますので、皆様にお示しすることは考えてはいませんが、内容についてはこういう内容で条例案を作りたいと思っております。

今ほどの基準の件ですが、学童が使える面積は限られており、広いところ、狭いところがあります。その年の子どもの数によって一人当たりの面積も毎年変わってきます。今後、子どもも減るのは間違いないものの、学童の利用率は上がるかもしれません。なので、ここ数年様子を見ないといけません。永遠と一人当たりの面積がわからなければ、なにかの手立てをしていかなければいけないと思います。

(委員)

そういう意味で、経過措置という部分で動いていくということですね。そういう中で、もしかしたら1.65の基準に則したもの自分で立ち上げて、将来的には増えることもあり得るかもしれないということですね。小学校の合併なども全部関与していくと思うのですが。

(事務局)

三谷小学校には学童がないという話がありましたが、学童には国の補助を入れております。国の補助は10人以上という制限がありまして、10人以下で学童を作った場合に市が丸々埋めるかというとなかなか難しいものがあります。例えば、利用者が4人とか5人になると、一人当たりの運営費が割高になりますから、市としても10人という単位は維持したいと考えています。その代り、近隣の学童に対して移送費補助というのを付けております。例えば、三谷小学校ですと、西湖保育園に学童があるのでバスで通って入っている人もいます。市としては、どこの小学校区の子どもでも学童を利用しやすい体制を整えて、環境を作っています。

(委員)

ここに明記はされていませんが、学童保育の保育料について質問があります。ひとり親は3,000円の助成があると思うのですが、保育料が1万円安くなつて、ひとり親も非課税の方たちも保育料がすごく優遇されていると思います。それが、1年生に入った途端、学童保育も最低ライン8,000円、ひとり親であれば3,000円が戻るので5,000円ですが、非課税の方も8,000円になっていると思うんです。貧困家庭でその金額が出せなくて学童に入れないお子さんも地区によってはいると思うんですけど、そこら辺を考慮するとかは考えていないのでしょうか。

(事務局)

保育料というのは市が条例で定めますし、保育は市の責務なので条例で定めています。国はこれだけ保育料を取りなさいという基準があるのですが、全国どの市町村もそれ以下に設定しています。

学童の運営はどうなのかと言いますと、概ね学童の運営費の中で半分が国の補助が入った市の補助金です。残りの半分が保護者負担のような形です。これまで市の方からは、8,000円から1万円の間でお願いしたいと申し上げています。ただ、学童の運営の中で、うちは1万1,000円取らないとできませんよと言われたら、否定はしておりません。ひとり親の学童の補助金が1月に3,000円の部分しか優遇措置はありませんけれども、学童によっては2人目を半額にする取り組みをされているところもあります。

(委員)

先ほど説明していただいた中でわからない点が1点あるんですけれども、23のうち地域団体が学童を運営しているところがいくつかあるということですけれども、どこにあるのでしょうか。

(事務局)

わかたけ学童です。別所福祉財団というようなお名前だったと思いますが、そこが地域の団体として挙がっています。

先ほど、開所時間のお話がございました。平日なんですが、概ねですが一番早いところで12時から、遅いところでも1時30分から。閉所の時間ですが、19時が一番多いですね。18時というところもあります。18時30分、18時45分、あるいは18時15分のところもあります。1番遅いのは、夜間では「あらはん」というところがやっておりま22時までという状況でございます。先ほど、17時半とか言いましたけど、最低18時までは開所しています。

(委員)

学童保育に関して、国の基準に従って市の条例でも最低基準を定めていくっていうのはよくわかりました。気に

なるのが学童保育を全国的に見ると、学童保育中に死亡事故があつたりですとか、後々重大な障害が残るような大きな事故が年間に数件から数十件あると報告されていると思います。最低基準を定めたら、その最低基準が守られているかのチェックが必要だと思いますし、学童保育の中身の質の担保、どうやってされているのか子どもの安全がいかに図られているかということに対するチェック体制については、どのようなチェック体制になるのか質問いたします。

(議長)

何か情報はありますでしょうか。

(事務局)

学童のほかに社会福祉法人では監査があります。特に保護者会の方々が運営している学童については、基本的に運営者が毎年変わります。慣れたときに変わってしまうこともありますし、特に保護者会の学童を中心に、順番に例えば今ほどおっしゃられた安全に関する取り組みでありますとか、運営に関する細かいことも含め、点検に入っております。金額もそうですし、避難についてですとか、県の基準、国のガイドラインに従っています。例えば保育園の点検マニュアルとか、そこまで細かいのはないにしても、こういうものを作ってくださいねと、例えば避難訓練、職員については県がやっております研修に参加させてくださいというようなことは申し上げております。今度、新制度に向かって、以後、そういうふうな取り組みは県はすると言っておりますし、市でも続けていきたいと思います。

(議長)

よろしいでしょうか。他にご意見はありますでしょうか。些細なことですが、暴力団排除条例は加賀市独自とありますが、過去に何かあったんですか。

(事務局)

これは加賀市だけでなく全国的なものになろうかと思いますが、加賀市では20年度に制定されたものをベースにしており、暴力団排除条例から持ってきてていますので、趣旨はほぼ一緒です。暴力団との関与も含めてですが、この中で改めて規定するものとしては、全国の条例を見させていただいた中でこういうことも少なからず書いてありましたので、市独自として付け加えました。

(議長)

他にご意見はありませんか。事務局から説明がありました資料3の調整方針案について、12月議会に提出するということでご異議ございませんでしょうか。

(委員から「異議なし」の声多数)

異議なしという声がありましたので、異議なしということで、条例案につきまして、調整方針案に基づきまして12月議会に提出いたします。

今後のスケジュールについて事務局から説明お願ひいたします。

(委員)

今後のスケジュールに入る前に、全体について質問をしたいのですがよろしいでしょうか。計画のところで市の考え方を聞かせていただけたらなと思います。

保育園で申し上げますと、平成26年で2,279人が保育園に通っていると。31年では2,026人という数字がでています。約250人の減少になるわけです。この数字を見て市はどのように考えているのか。子どもさんが保育園から減るということはどういうことか皆さんわかっていると思いますが、定員が小さくなっていくことなどが起きるわけです。この辺について市はどのように考えているのかお伺いをしたい。計画というのはこういうことも含めて、こういう方向に持っていくよ、持っていくたいねというのが計画なので、この辺がこの中にうたわれていないような気がします。

ちなみに幼稚園につきましても、現在の定員から4割減の数字しか上がっていません。加賀市という行政体の中に、幼稚園という名前のものが将来的になくなっていくことがあっていいのか、保育園も含めて市はどのように考えているのかお示しをしていただきたいなと思います。

この計画の中に数字的なものはいっぱい記載されていますが、例えば子育てというのは保育園や幼稚園、小学校の学童保育なりだけではないと思うんです。例えばの話、公園なども含めてやはり子どもたちを親御さんが安心して子育てができるような公園があつて初めて住むということなので、そのところの記載がどこにも見えない。この計画の中にうたわれなくともほかのところでうたうとか、その辺のところの市の方向性が見えてこないので、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

(事務局)

子どもは間違いなく減ってきます。今年の3月でしたか、4月でしたか、消滅可能性都市ということで加賀市も入っていました。今、2千数百いる子どもが、31年で1,900人くらいになります。加賀市は、子どもの数の割には保育園が非常に多い状況です。国の交付税の算定の金に比べても多い状況です。この計画で、将来の子どもの人数の推計がでています。前も申し上げた方思いますけれども、保育園の統合の計画を立てていきたいと思います。その計画については、この会議でもご意見をお伺いしたいと思いますし、まずこの計画が最初です。それを受け、保育園統合計画素案を作りたいと思います。具体的にいつ、何年度にどうこうするというのは申し上げることはできませんが、例えば中学校区に1つ公立保育園を置くとか、中学校に1つじゃなくても加賀市には6中学校区ありますから6前後に集約して、例えばその地区の就学前の子育て核となるような施設、これは決まったものでもなんでもありませんが、子育て支援センターを置いたりするというのもありかもしれませんし、加賀市に1つ休日保育をするところですとか、というのも考えられるし、それは決まったものではございませんけれども、それをしていくないと、どんどん保育園は法人も含めて入園児が減っていくことになります。そういう計画を作るということは申し上げます。

幼稚園は加賀市で1つになってしまいました。子どもの教育の受け皿として重要な役割を担っております。新制度では連携型認定こども園といって、この中には教育もあり、保育もありということでございます。ただ、認定こども園のメリットがなかなかまだ見てこない部分があります。ほかの県では、認定こども園の看板を下げたいというようなことも報道されています。それを見て、国は認定こども園のお金をちょっと上げようとしているのが新聞に載っておりました。でもそれはどうなるかわかりません。当然、幼稚園、私立幼稚園には私学助成のまま行くのか、認定こども園に移行するのか、認定こども園になる場合は、保育をするとなれば給食室を整備しなければいけず、その辺りの金額的なものもまだ出てきていない中で、今現在判断するのは非常に難しいと思います。今後、認定

こども園に移行する保育園もあれば幼稚園もあると思っています。子どもの教育というものを担保していく形になると思いますので、状況を見て判断したいと思います。

子育ての総論ということになりますと、お金の面もそうですが、地域の力というのもありますし、地域の子育て力は昔と比べるとゼロに等しく、いろんな地域の人が活動し始めているのが現状です。公園といつても、私たちの小さい頃は、公園なんかなくても町中駆け回っていた時代ですから、それができなくなってきたという状況があつて、少子化をどうするかの話になれば、議会の方でも少子化対策の特別審議会というのができております。その中で具体的に何をするかと言つたら難しい面もあるんですけど、少子化には特効薬というものがないです。細かいことをやってじわじわと環境を整えていくしかないと思っています。子どもの数が減ると断言しましたけれども、子どもを生む女性の数も現実減ってきていますから、出生率が若干上がつたとしても実数としては減るのは間違いないです。子育てしやすい環境を整えて行けば、若干なりとも出生率が上がっていくのかなと思います。やはり市の取り組みばかりではなくて、地域の方の力も当然ますます必要になっていくと思います。この計画については、国的基本にのつたった内容で書いていますので、総合的な話までは踏み込めていないのが現状です。

(委員)

広場とかファミリー・サポートセンター事業とかでお母さんと接する機会が多い中で、いろいろ加賀市の保育のこととか県外から来た方に聞かれることもあるんですけど、情報として教えていただきたんですが、27年度から幼稚園や保育園が1号、2号、3号で入所を認定されていると思うんですけど、38ページのところに幼稚園の預かり保育というのが出ているんですけど、加賀市にはかが幼稚園しかありませんので、27年度以降もかが幼稚園では継続しますか。

(事務局)

かが幼稚園さんは、そのまま今の幼稚園の形でお残りになりますので、現に今も教育時間が終わっても預かり保育しておりますので、それはご紹介していただければ大丈夫です。

(委員)

預かり保育は、かが幼稚園は今のところまだ幼稚園のままでいこうと考えています。ただし、国の制度が見えておりません。認定保育園とかいろいろな制度がございまして、公定価格などを考えますと、今とほとんど変わらない、逆に言うと下がっちやうかなということもありますて、今のままで行こうかなと思っております。ただし先に言ったように、1号認定の方がこういう状況になるとやっていけないんです。となると、そこで何か考えなければいけないなと思うんですが、全体の枠がこれだけですから、どれだけ考へてもほかの法人さんたちも厳しいんですよ。私たちも含めて、保育園の方々もどうしていこうか考へています。

最初のご質問ですけれども、預かり保育は今現在も6時まで行っていますし、今後も幼稚園がある間、幼稚園という名前がある間は6時まで行っていこうと思っています。はつきり言って、来年変わるかもしれません。これだけはまだわかりません。

また、満3歳以上でないと、年少児以上でないと預かり保育はできません。スタッフがいませんので。年少さん以上であれば6時まで預かり保育をしていきたいと考えております。

私の方から質問なんんですけど、先ほど幼稚園の話をしていたのは、小松に確か7園あります。加賀市に1園しか幼稚園がないんです。当然、白山市にも公立の幼稚園がありますし、だいたいどのような市にも幼稚園という名前

はあります。今後もたぶん続くと思います。7万あまりの加賀市という中に幼稚園という名前のものがなくなっていくかもしれないという状況について、市はどう思っているのかということでさっきは質問をしたんです。やはり、大きな市の中に幼稚園のない市なんて聞いたことがないんですよ。そういう状況になっていくことが目の前に見えているのに、市はどうしていくのかというのが先ほど質問したかったことです。課長や部長にこういう質問をするのはつらいかなと思いますが、こういうことも考えて計画を立ててほしいなという願望もありまして、あえて質問したんですけれども。もし答えられればお願ひしたい。

(事務局)

基本的には、幼稚園か保育園かは保護者の勤務形態ももちろんございますけれども、選択ということになります。国が新制度を立ち上げたということで、幼稚園も保育園も一緒くたんにして子どもを預かる園を作ろうとしたのが制度の始まりです。最初は、幼稚園も保育園もなしだったんですけど、幼稚園側、保育園側から様々な意見が出て、新制度においては、幼稚園は今の私学助成を継続してもいいし、新制度の給付制度を使ってもいい、もう1つ認定こども園になる選択肢もあり、大きく言えば3つあります。認定こども園といった制度ができた以上は、認定こども園で教育も受けられるという園になりますから、一般論とさせていただきたいんですが、市としては幼稚園の役割が認定こども園に動いていくのだろうという風には思っております。認定こども園で教育だけの方、引き続き保育を行う方という形に制度としてはなるわけなので、ただ繰り返しますけど、幼稚園だけは今までの制度のままいけるというものが施設の選択肢になるかと思います。

(議長)

ほかに全体を通して、何かございませんでしょうか。今後のスケジュールについて事務局からお願ひします。

(事務局)

資料4に基づき今後のスケジュールについて説明。

(議長)

ご質問はございませんでしょうか。本日の議題についてはすべて終了いたしました。委員の皆様には長時間にわたってご審議していただきまして、ありがとうございました。本日のご意見を基に計画に反映させていただきます。次回の会議日程でございますが、12月17日の水曜日午後2時からというスケジュールにしたいのですが、よろしいでしょうか。場所が移動するようで、ここではなくて、前の市民会館の2階になるとのことです。

(部長)

最後の挨拶

(議長)

これを持ちまして、本日の子ども分科会を終了いたします。長時間ご審議いただきありがとうございました。